

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第２項の規定により、平成２６年４月１日から、東京都市公平委員会に三鷹市及びふじみ衛生組合を加入させ、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「立川市」を「立川市、三鷹市」に、「立川・昭島・国立聖苑組合」を「立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合」に改める。

附 則

1 この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に三鷹市公平委員会及びふじみ衛生組合公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）とみなす。

東京都公平委員会共同設置規約 新旧対照表

新	旧
別表 立川市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、昭和病 院組合、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪 事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事 業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、 ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合 附則 1 この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。 2 この規約の施行の際、現に三鷹市公平委員会及びふじ み衛生組合公平委員会に対してなされた勤務条件に関す る措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の 学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合 公平委員会は除く。）は、この規約による公平委員会に 対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処 分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償 の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）と みなす。	別表 立川市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、 小平市、日野市、東村山市、国分寺市、昭和病 院組合、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪 事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事 業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、 総合事務組合 （——は改正部分）